



市老連だより 19

平成 31 年 4 月 1 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

介護予防、保険者機能の強化などで意見交換 ～社会保障審議会・介護保険部会～

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

社会保障審議会・介護保険部会は 3 月 20 日、地域支援事業の推進や、介護予防・健康づくり、保険者機能の強化について議論しました。厚生労働省は、この日のテーマそれぞれについて、これまでの経緯や現状と課題、それらを踏まえた論点を整理した資料を提出しました。健康づくりと介護予防の推進では、通いの場に保健師などの医療専門職を配置し、介護予防と保健事業を一体的に実施するための健康保険法等一部改正案が国会提出中であることから、専門職の関わり方などを論点として提示。具体策の検討を 4 月に新設する「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」に委ねる方針を打ち出しました。2017 年度の一般介護予防事業の実施状況データによると、通いの場づくりに取り組む市町村は約 86.5%、高齢者の参加率は約 4.9%にとどまり、厚労省は「参加者の増加に向け、地域特性に応じたさらなる取り組みが必要」としています。

保険者機能の強化では、17 年の介護保険法改正で、市町村や都道府県の自立支援、重度化防止の取り組みに対する財政的インセンティブとして、実績評価の客観的指標を設定し、その達成状況（評価指標の総合得点）に応じて交付金を分配する制度（保険者機能強化推進交付金）が創設され、18 年度からスタート。18 年度の評価結果は、都道府県の得点率が 87.4%、市町村が 67.2%となっています。厚労省は、介護予防などの一層の推進には、財政的インセンティブの強化が必須と指摘。とくに現在の評価指標にも含まれる、通いの場への高齢者の参加率などについて、「指標の充実が必要」との考えを示しました。

詳細資料については、下記 URL にアップされています。あわせてご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000184159_00003.html